

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 多面的機能支払交付金の活動の取り扱いについて

現在、奈良県に新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく**緊急事態宣言が発令**されています。

このため、多面的機能支払交付金の活動においても**感染拡大防止に最大限努める**必要があることから、活動の留意点についてお知らせします。

## ○活動について

- ①発令期間は、地域の営農に支障を及ぼさない範囲で、宣言解除後への**活動の延期を検討**してください。
- ②地域の営農上、発令期間に活動を実施する場合は、活動前の**健康確認**、参加人数の**抑制・分散**、活動時や休憩時の参加者間での必要な**間隔の確保**等、活動を工夫して実施してください。
- ③総会は書面議決による開催や研修会等は代替えとして資料配付による実施も検討してください。
- ④年間の活動計画を見直し、地域の実情を踏まえつつ、**令和2年度中**で時期を調整して**活動出来るよう**に努めてください。
- ⑤やむを得ず令和2年度に予定していた活動が出来ない場合は、活動期間内の後年度への振り替えを可能とします。(ただし、令和2年度が活動期間最終年度の組織は除く)

## ○交付金の取り扱いについて

### ①返還

活動の自粛に伴い、やむを得ず令和2年度の活動が実施できなかった場合、実施要領第1の15の(1)及び第2の18の(1)返還免責事由「自然災害その他やむを得ない理由」に該当します。

### ②持ち越しについて

翌年度への持ち越しは可能ですが、実施状況の報告時に持越金について翌年度の用途や予定時期を明らかにする必要があります。

ご不明な点は、下記のところまでお問い合わせください。

各市町村担当課

奈良県食と農の振興部農村振興課

TEL 0742-27-7453

奈良県多面的機能支払推進協議会

TEL 0744-29-1310